

## 「東京都社会的責任調達指針」に係る特記仕様書

(東京都社会的責任調達指針の遵守)

第1条 本契約の受注者又は受託者は、本契約の履行に際し、東京都が別途定める「東京都社会的責任調達指針」(以下「調達指針」という。)([https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/20240716\\_SR\\_shishin](https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/20240716_SR_shishin))の内容の理解に努めるとともに、調達指針を遵守しなければならない。

(誓約書の提出)

第2条 本契約の受注者又は受託者は、本契約の締結に当たり、「誓約書」の内容に同意の上、契約書に綴じ込み提出しなければならない。

多摩イノベーションエコシステム実行委員会委員長 殿

## 誓約書

本契約の受注者又は受託者（以下「当社」という。）は、契約締結にあたり、東京都（以下「都」という。）が策定した「東京都社会的責任調達指針」の遵守に向けて取り組むとともに、下記の事項を遵守します。

なお、当社が下記の事項に違反した場合、この契約に違反したものとし、契約書に定める催告による解除権を本契約の発注者である多摩イノベーションエコシステム実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行使し契約を解除することや今後実行委員会が行う競争入札等について一定期間参加できなくなることについて、一切の異義申立てを行いません。

以上のことについて誓約のうえ、当社は本契約を締結します。

### 記

- 1 実行委員会が受け付けた「東京都社会的責任調達指針」に係る通報への対応に協力すること
- 2 受け付けた通報等の内容を踏まえ、実行委員会が、当社の調達指針の遵守状況に関し、確認・モニタリングを実施する場合又は更なる調査が必要として実行委員会が指定する第三者による監査の受け入れを求める場合は、これに協力すること
- 3 受け付けた通報等の内容を踏まえ、都が、調達指針に定める当社のサプライチェーンを担う事業者における調達指針の遵守状況に関し、確認・モニタリングする場合又は更なる調査が必要として実行委員会の指定する第三者による監査の受け入れを求める場合は、これに協力して対応すること
- 4 当社に調達指針の不遵守があることが判明し、実行委員会から改善措置を要求され、一定期間内に改善計画書を提出することを求められた場合は、当該期間内に改善計画書を提出した上で、実行委員会から承認された計画書に従って、改善に取り組み、その結果を実行委員会に報告すること
- 5 調達指針に定める当社のサプライチェーンを担う事業者における調達指針の不遵守が判明した場合、当社は、実行委員会の求めに応じ、同事業者に対する改善措置の要求に協力して働きかけるとともに、不遵守の是正に努めること
- 6 実行委員会が調達指針の不遵守に関する通報を受け付けた場合に、通報者に対するいかなる報復行為も行わないこと